

平成 28 年度特別支援教育総合推進事業「特別支援学級担当教員サポート体制事業」

指導資料

# 「特別支援学級を支えるために」

～特別支援学級に関するQ & A [実践事例編]～



北海道教育委員会

平成 29 年 3 月

# 「特別支援学級を支えるために」

## ～特別支援学級に関するQ&A〔実践事例編〕～

### はじめに

本道においては、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加や障がいの重度・重複化、多様化の傾向がみられ、各学校では、これまで以上に、教育課程の工夫改善や、子ども一人一人の障がいの状況に応じた指導や支援の充実を図ることが求められています。

また、こうした状況においては、特別支援学級を担当する教員が、児童生徒への適切な指導や支援を行うため、障がいに対する知識や理解を深めるなど、不断の努力で専門性を向上させていくことが重要です。

このため、北海道教育委員会では、教職員の専門性向上を図ることを目的として、平成24年度から、特別支援学級の担当教員を対象とした「特別支援教育基本セミナー」を全ての管内で実施するとともに、平成25年度に「特別支援学級を担当する教員のための4ステップガイドブック」を、平成26年度に「特別支援学級を担当する教員のための4ステップ（プラス1）ガイドブック」を、平成27年度には「特別支援学級を支えるために～特別支援学級に関するQ&A～」を発行し、これらの指導資料等の提供を通して各学校における特別支援教育の充実に努めてきたところです。

そして、この度は、各管内における特別支援学級担当のリーダーとなる教員を対象として実施した「特別支援学級リーダー教員研究協議会」の成果を基に、昨年度発行の「Q&A」の実践事例を取りまとめ、「特別支援学級を支えるために～特別支援学級に関するQ&A〔実践事例編〕～」を作成しました。

本指導資料について、これまでの資料等と併せて御活用いただき、特別支援学級における教育課程の編成や、児童生徒一人一人の障がいの状況に応じた指導や支援の一層の充実が図られることを願っています。

平成29年3月

北海道教育庁特別支援教育課長

山本純史



# 目次

- 特別支援教育を学校全体で進めるには、どのような取組が考えられますか。
  - 事例1 A小学校の取組 P 2
  - 事例2 B中学校の取組 P 4
- 自立活動の時間を時間割に位置付ける必要はありますか。
  - 事例3 C小学校の取組 P 6
  - 事例4 D中学校の取組 P 8
- 交流及び共同学習を行う際に、どのようなことに留意する必要がありますか。
  - 事例5 E小学校の取組 P 10
  - 事例6 F中学校の取組 P 12
- 障がいの種類や程度が異なる場合の合同学習は、どのようなことに留意する必要がありますか。
  - 事例7 G小学校の取組 P 14
  - 事例8 H中学校の取組 P 16
- 保護者との関係づくりは、どのようなことに留意する必要がありますか。
  - 事例9 I小学校の取組 P 18
  - 事例10 J中学校の取組 P 20

※ 本指導資料では、道教委作成の他の資料と同様に、国の通知や法令等を引用する際は「障害」と表記し、それ以外は「北海道障がい者条例」の表記方法に準じて、「障がい」と表記しています。  
※ 各事例は、平成 28 年度に道教委が発行した指導資料「特別支援学級を支えるために～特別支援学級に関するQ&A～」と対応していますので、手元に置きながら本資料をお読みください。  
(<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>)

## 事例 1

**特別支援教育を学校全体で進めるためには、どのような取組が考えられますか。**

**特別支援学級に関するQ&A Q1**

### A〔Q1〕

- 学校経営方針に、特別支援教育の推進を具体的に位置付けることにより、チームとして特別支援教育を進めることが大切です。
- 特別支援教育に関する校務分掌上の位置付けを工夫することにより、特別支援学級の教育課程等を学校として検討できる体制をつくることが考えられます。
- 「校内研修プログラム」\*を積極的に活用して校内研修等を実施することで、教職員間の特別支援教育に対する理解を深め、基礎的な知識や技能の習得を図ることが考えられます。

\*「発達障がいのある子どもの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得するための校内研修プログラム～『体制づくり』から『指導や支援の充実』～（平成27年3月 北海道教育委員会）」

## A小学校の取組

### 1 概要

A小学校では、特別な教育的支援を必要とする児童への指導や支援の充実を図るため、校内委員会を定期的で開催し、個別の指導計画などの情報交換を行い、特別支援学級の担任を中心に児童の実態について共通理解を図っています。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に企画した校内研修会において、「校内研修プログラム」を活用し、全ての教職員が特別支援教育に関する理解を深めています。

### 2 特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーター等の取組

特別支援教育を全体で進めるため、特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが、次の取組を進めてきました。

- 特別支援教育コーディネーターは、特別な教育的支援を必要とする児童についての全校交流会を年度当初に企画しました。
- 特別支援学級の担任は、「校内個別支援・連携シート」を使用して、全校の教職員に取組内容について説明しました。
- 特別支援教育コーディネーターは、「校内研修プログラム」等を活用した校内研修会を企画・運営しました。

### 3 実践事例

#### ■ 学校がチームとして特別支援教育を進めるための工夫

A小学校では、学校経営方針に、「チームとしての特別支援教育の推進」を位置付け、学校全体で特別支援教育を進めています。その具体的な取組の一つとして、全校交流会の際に、特別支援学級の担任が、「個別の指導計画」や「校内個別支援・連携シート」をもとに、特別な教育的支援を必要とする児童の指導や支援の内容について説明しています。

##### 【校内個別支援・連携シート】

**校内個別支援・連携シート** 平成〇〇年 4月

①ねらい  
学校全体で、支援を必要とする子どもへの指導や支援の

1. 5年2組 〇〇 〇〇への教職員一人一人のかかわり  
※学級の中だけの対応から、学校全体での組織的な対応に  
一人が時間帯によって、どう関わられるか考えてみる。

	学級担任	特別支援学級の担任	1 組担任
登校時			

**【教室の掲示物】**

タイマーの動く様子や音になる児童もいるため、交流学級との共通の支援教材として、時間を紙で示しています。

#### ■ 「校内研修プログラム」を活用した校内研修の実施

A小学校では、全ての教職員が発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする児童への指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得することを目的とし、年間の研修計画に特別支援教育に関する研修を位置付け、校内研修を進めています。

##### 【特別支援教育に関する校内研修の内容：第1回 発達障がいの特性の理解】

ねらい～特別な教育的支援を必要とする児童の困難さやそのときの気持ちを理解する。

い き ま し た。	お に が し ま し た。	も も た ろ う は	い き ま し た。	鬼 が 鳥 に	も も た ろ う は
			い き ま し た。	鬼 ヶ 鳥 に	も も た ろ う は

参加者の感想

- ・「桃太郎」の話を知らないと、読み方によっては、「ももたろうは」、「おにが」と主語が2つになり、よく分からない文になってしまうことが分かった。
- ・授業の導入で扱う課題などについて、十分吟味して発問することが大切だと感じた。
- ・板書の示し方についての配慮がとても大切だと感じた。

##### 取組の成果

- 通常の学級担任、特別支援学級の担任などの役割を示した「校内個別支援連携シート」を活用したことにより、学校がチームとして特別支援教育を進めることができました。
- 全教職員で疑似体験による研修を行ったことにより、改めて教材の提示方法や板書の仕方など、校内において統一した取組を推進することにつながりました。
- 特別支援教育の理解を深めるための取組を継続したことで、全校的な支援体制が確立しました。

## 事例2

**特別支援教育を学校全体で進めるためには、どのような取組が考えられますか。**

**特別支援学級に関するQ&A Q1**

### A〔Q1〕

- 学校経営方針に、特別支援教育の推進を具体的に位置付けることにより、チームとして特別支援教育を進めることが大切です。
- 特別支援教育に関する校務分掌上の位置付けを工夫することにより、特別支援学級の教育課程等を学校として検討できる体制をつくることが考えられます。
- 「校内研修プログラム」\*を積極的に活用して校内研修等を実施することで、教職員間の特別支援教育に対する理解を深め、基礎的な知識や技能の習得を図ることが考えられます。

\*「発達障がいのある子どもの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得するための校内研修プログラム～『体制づくり』から『指導や支援の充実』～（平成27年3月 北海道教育委員会）」

## B中学校の取組

### 1 概要

B中学校では、特別支援学級を設置するに当たって、特別支援学級の担当教員のみならず、全校体制で特別支援教育を進めるため、校務分掌に「特別支援部会」を新たに位置付けました。

また、特別支援学級の設置後には、「校内サポート委員会」を設け、「特別支援部会」の検討結果を踏まえた、校内支援体制等の具体的な改善・充実を図っています。

### 2 特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーター等の取組

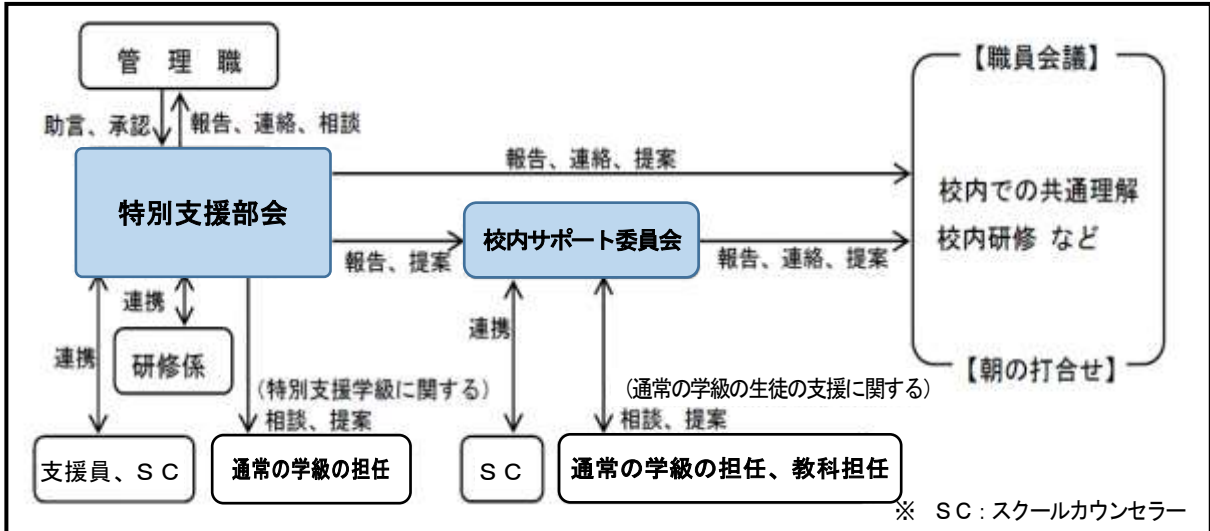
特別支援教育を学校全体で進めるため、特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが、次の取組を進めてきました。

- 特別支援学級の担任は、「特別支援部会」や「校内サポート委員会」を通じ、通常学級の担任や他の分掌に所属する教員に対し、相談や提案を行い、連携を図りました。
- 特別支援教育コーディネーターが中心となりながら、「特別支援部会」や「校内サポート委員会」において、研修の企画や特別支援教育に関する情報の提供を行いました。

### 3 実践事例

#### ■ 特別支援教育に関する校務分掌上の位置付けの工夫

B中学校では、次の図のとおり、特別支援教育に関する支援体制を構築したことにより、関係分掌や職員間で特別支援教育にかかわる連絡や確認が組織的になされるようになり、特別支援教育を学校全体で進めることにつながっています。



#### ■ 特別支援学級の教育課程を学校全体で共有する体制づくり

B中学校では、特別支援学級の教育課程を学校として検討・共有するため、特別支援学級の教育課程や在籍する生徒の実態について、「校内サポート委員会」を通じて全職員に周知しています。

また、小学校の特別支援学級の担任から引き継がれた情報については、特別支援学級の担任だけでなく、特別支援教育コーディネーターも含めた「特別支援教育部会」、「校内サポート委員会」において情報共有しています。

#### 授業サポートについて

授業日・校時	教科名	教科担任
○月 ○日(○) 3校時	理科(年)	( )先生

生徒名	サポートの目的	サポート内容 ※網かけは具体的な
A	授業への集中	・指示のあった教科書のページを開いたとき、ほめる。
	学習課題の理解確認	・授業中に提示された課題(グラフの数値読み)生徒が解いた後、見て確認する。(誤答の場合と指摘する)
	授業への集中	・板書を自分からノートに書き写そうとしたときやしたとき、ほめるようにする。

特に、第1学年は、本人と保護者との面談を実施し、設備や教育課程、学校生活の配慮事項等の確認、本人・保護者の願いや不安等について資料にまとめています。まとめた資料は、校内サポート委員会から全教職員に説明し、新入生の状況について全教職員で共有しています。

#### 取組の成果

- 「特別支援教育部会」や「校内サポート委員会」が設置されていることから、学校全体で特別支援教育を推進する体制が整ってきています。
- 小学校の担任から引き継いだ情報で、特別支援学級に在籍する生徒の合理的配慮について全校で具体的に確認したことで、一貫した指導や支援を行うことができている。



## 事例3

**自立活動の時間を時間割に位置付ける必要はありますか。**

**特別支援学級に関するQ&A Q2**

### A〔Q2〕

- 自立活動の時間に充てる授業時数は、
  - ・「時間を設けて指導する」
  - ・「各教科等の指導の中で関連を図って指導する」など、個別の指導計画に基づき、学校が適切に定めることができます。
- 自立活動の指導に当たっては、まず、当該の児童生徒の実態を的確に把握し、その児童生徒に応じた目標設定や指導内容、指導方法等を考えることが重要です。

## C小学校の取組

### 1 概要

C小学校の特別支援学級では、自立活動の時間を週時程表に位置付け、他の教科と自立活動の指導事項を関連させた指導を行っています。

また、個別の指導計画を活用し、PDCA サイクルにより、一貫性のある指導となるよう授業の改善・充実を図っています。

### 2 特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーター等の取組

自立活動の指導の充実を図るため、特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが、次の取組を進めてきました。

- 特別支援教育コーディネーターを中心として、知的発達状況やコミュニケーション状況、身体的機能等についてアセスメントを行い、児童の発達について多面的に実態把握を行いました。
- 特別支援学級の担任は、児童の障がいの特性や現在の学習状況、発達の段階等に応じ、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、個別の指導計画に基づき、自立活動の時間を通して指導しました。
- 特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが連携し、自立活動の時間において指導した内容を、他の学習活動でも活用できるように関連を図りました。

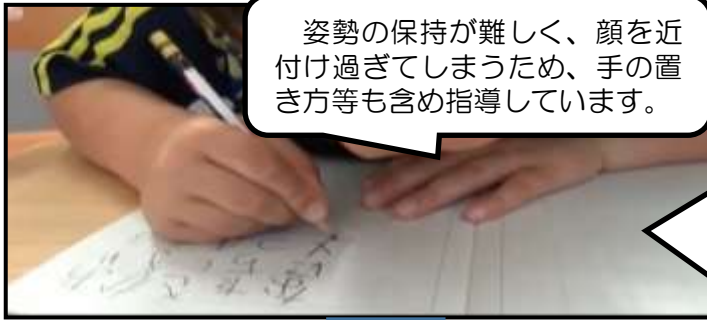
### 3 実践事例

#### ■ 自立活動の時間における指導

児童には、姿勢の保持や手指の巧緻性等、動作の基本的な技能に関する困難さがあることから、国語の時間、書字をする際に時間がかかったり、読み飛ばしが多かったりする様子が見られました。

そこで、自立活動の時間における指導で、自立活動の内容の中から「身体の動き」を中心に指導するとともに、各教科において、身に付けたことを発揮できる場面を意図的に設定しました。

#### 【自立活動の時間における指導】



姿勢の保持が難しく、顔を近づけて過ぎてしまうため、手の置き方等も含め指導しています。

文字を書くときは、ノートの枠を四つに分けることで文字のバランスを意識できるようにしています。  
「とめ」、「はね」、「はらい」は、「トン」、「ピン」、「シュッ」と音声化するよう指導しています。  
また、「鉛筆の持ち方」を徹底することで、手の動きを目で追うことや手指の巧緻性の向上を図っています。

#### 【各教科等の学習】



自立活動の時間における指導によって、書字をするときの姿勢が改善し、読み飛ばしも少なくなりました。  
姿勢についてほめられることが増えたことで、意欲的に学習に取り組むようになりました。

#### ■ 自立活動の時間を位置付けた週時程表

C小学校に在籍する当該児童は、自立活動の時間における指導で身に付けたことを国語を中心とした各教科において発揮し、ほめられることによって、定着できるようにしています。はじめは国語の時間で指導を行い、徐々に他教科の学習にも広げていきました。

	月	火	水	木	金
1	算数	国語	算数	国語	理科
2	図画工作	社会	家庭	社会	算数
3	図画工作	理科	家庭	体育	社会
4	社会	算数	外国語活動	体育	音楽
5	体育	国語	国語	理科	自立活動
6	道徳	自立活動	国語	国語	特別活動

#### 取組の成果

- 当該児童は、自立活動の時間で身に付けたことを、各教科において発揮できるようになったことで、自信をもって活動するようになってきました。

## 事例4

自立活動の時間を時間割に位置付ける必要はありますか。

特別支援学級に関するQ&A Q2

### A〔Q2〕

- 自立活動の時間に充てる授業時数は、
  - ・「時間を設けて指導する」
  - ・「各教科等の指導の中で関連を図って指導する」など、個別の指導計画に基づき、学校が適切に定めることができます。
- 自立活動の指導に当たっては、まず、当該の児童生徒の実態を的確に把握し、その児童生徒に応じた目標設定や指導内容、指導方法等を考えることが重要です。

## D中学校の取組

### 1 概要

D中学校では、生徒への実態把握を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が行われるよう努めています。

また、生徒が学習上又は生活上の困難について改善・克服できるよう、週時程表に自立活動の時間における指導を位置付け、授業の改善を図っています。

### 2 特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーター等の取組

自立活動の指導の充実を図るため、特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが、中心となり次の取組を進めてきました。

- 特別支援学級の担任は、特別支援教育コーディネーターの支援を受け、諸検査の実施や行動観察を行うなど、一人一人の障がいの特性や、現在の学習の状況等を的確に把握できるようにしました。
- 特別支援学級の担任は、管理職や関係の教職員と共に、校内委員会において、生徒の障がいの特性や、現在の学習状況等を踏まえた教育課程について検討しました。
- 特別支援学級の担任と保護者との懇談を実施し、教育課程や合理的配慮の内容について、合意形成を図りました。

### 3 実践事例

#### ■ 自立活動の指導を充実させるための実態把握

D中学校では、特別支援教育コーディネーターが諸検査を実施するとともに、複数の教職員から学習場面などについて情報収集を行い、総合的に生徒の実態を把握しています。

- ・特別支援学級の担任を中心に複数の教職員が、放課後等に生徒の様子について情報交流しています。こうした情報交流は、生徒の学習上又は生活上の困難さを適切に把握することにつながっています。
- ・毎週、「特別支援教育部会」を開催し、1週間の指導の状況等について情報交流することで、指導の評価や目標の修正などに役立てています。
- ・学校と家庭で共通理解を図りながら自立活動の指導の充実を図るため、特別支援学級担任は、特別支援教育コーディネーターと共に保護者との懇談を実施し、自立活動の指導による生徒の成長の様子について確認しています。

#### ■ 自立活動の指導の形態

D中学校においては、自立活動の時間における指導の形態などの課題解決のため、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「何を」、「どのように」指導するかを明らかにして指導するか、手立てを具体的にできるよう努めています。

D中学校における自立活動の指導については、生徒の実態に応じ、「各教科等における自立活動の指導（集団での指導）」と、「自立活動の時間における指導（「個別指導」と「少人数の集団の中での指導」）」の2つの場面で指導を行っています。

#### D中学校の「自立活動の時間における指導」

##### 個別の指導

生徒の実態や課題に応じて個別の指導計画を作成し、指導します。個別の指導計画の作成には、必ず保護者との共通理解を図るとともに、事前・事後には、当該生徒の成長の様子を確認し、授業の改善を図ります。

##### 少人数の集団の中での指導

複数の生徒に共通する課題に対しては、必要に応じて、小グループに分かれて指導を行う場合もあります。その際は、一人一人の目標や人間関係等を考慮してグループを編制します。

#### 取組の成果

- 自立活動の時間を通し、ねらいを絞って個別の指導を継続的に行ったことにより、生徒の自己理解が深まり生活の改善が図られてきています。
- 合同学習を通し、社会性に課題のあった生徒が、時と場に応じた言葉遣いや、他者を意識した行動ができるようになってきました。

## 事例5

交流及び共同学習を行う際に、どのようなことに留意する必要がありますか。  
特別支援学級に関するQ & A Q6

### A〔Q6〕

- 特別支援学級と通常の学級において、交流及び共同学習を行う際には、
  - ・両学級の児童生徒の実態や特別支援学級の児童生徒の障がいの状態
  - ・交流及び共同学習の目標について、学級担任間だけでなく、全教職員が校内委員会において共通理解を図っておくことが大切です。
- また、その上で、
  - ・指導や支援の内容や方法
  - ・指導体制
  - ・評価などについて、学級担任間、指導者間で打ち合わせ、個別の指導計画に明記しておくことが大切です。  
なお、こうしたことについて、保護者に十分説明し、理解を得ることが大切です。
- 交流及び共同学習に当たっては、通常の学級においても、そのねらいや方法等について学級経営案等に明記しておくことが大切です。

## E 小学校の取組

### 1 概要

E小学校では、校内における特別支援教育の全体計画を作成するとともに、運営方針や教育課程の考え方等を記載した「特別支援学級運営計画」を作成し、全ての教職員に配付しています。

また、特別支援学級に在籍している児童の実態について、全校で「特別支援学級運営計画」と「引継ぎシート」を活用した打合せを行うことにより、交流及び共同学習の充実を図っています。

### 2 特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーター等の取組

交流及び共同学習の充実を図るため、特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが、次の取組を進めてきました。

- 特別支援教育コーディネーターは、全ての教職員が、自校の特別支援教育に関する理解を深めることができるよう、分かりやすい全体計画を作成しました。
- 特別支援学級の担任は、継続性のある交流及び共同学習の充実を図るよう、「引継ぎシート」を作成しました。

### 3 実践事例

#### ■ 全教職員が、交流及び共同学習について共通理解を図るための全体計画の作成

E小学校では、特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援学級担任と共に特別支援教育の全体計画や特別支援学級運営計画を作成し、年度当初の職員会議で特別支援学級運営方針について説明します。

また、その際に、交流及び共同学習の位置付けや重点目標等について、全ての教職員に周知し、共通理解を図っています。

特別支援学級運営計画	
<b>運営方針</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本校の学校課題に準じつつも、特別支援教育の課題をふまえ、子ども一人一人の実情を的確に捉え、育んでいくこととする。</li><li>2 児童の障がいの状態、発達の程度を捉え、子どもの実態に即した教育課程を編成する。</li><li>3 児童の学習能力や情緒面、学習内容、交流及び共同学習」に取り組む。</li><li>4 特別支援教育の考えに沿って、「考え方を教師や児童、保護者が意識とする。</li></ol>
<b>運営の重点</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 日常生活に必要な力を養うことなど、どの教科学習や人とのかかわり方、適切なコミュニケーションの図り方</li><li>2 障がいのある児童生徒と障害のない児童生徒が積極的に進めることによって、その相互</li></ol> <p>成16年6月4日に公布 障害者基本</p>

特別支援学級の担任と通常の学級の担任間だけではなく、

- 特別支援学級の運営方針
- 児童の障がいの状態
- 交流及び共同学習の目標

などについて、全校で共通理解を図るツールとして作成しています。

#### ■ 「引継ぎシート」の作成・活用

E小学校の特別支援学級の担任は、児童一人一人の「引継ぎシート」を作成しています。その情報をもとに、新年度の早い段階で、特別支援教育コーディネーターと特別支援学級の担任、通常の学級の担任が交流及び共同学習の回数や、具体的な指導や支援の内容について検討します。

「引継ぎシート」には、学習面や行動面など指導上の参考となる事項などについて記載しています。

「引継ぎシート」は、全教職員に配付することで一人一人の児童の実態等について共有するとともに、交流及び共同学習についての具体的な取組について共通理解を図っています。

#### 取組の成果

- 「特別支援学級運営計画」は、特別支援学級の担任と交流学級の担任の共通理解を図る際の資料として、効果的に活用されています。
- 「引継ぎシート」の活用により、配慮事項等について、全教職員で共通理解を図ることができました。
- 「引継ぎシート」を活用し、特別支援学級の担任と交流学級の担任が、交流及び共同学習の回数や、具体的な指導や支援の内容について検討したことにより、評価・改善が円滑になり、児童の一貫した指導につながりました。

## 事例6

交流及び共同学習を行う際に、どのようなことに留意する必要がありますか。

### 特別支援学級に関するQ & A Q6

#### A〔Q6〕

- 特別支援学級と通常の学級において、交流及び共同学習を行う際には、
  - ・両学級の児童生徒の実態や特別支援学級の児童生徒の障がいの状態
  - ・交流及び共同学習の目標について、学級担任間だけでなく、全教職員が校内委員会において共通理解を図っておくことが大切です。
- また、その上で、
  - ・指導や支援の内容や方法
  - ・指導体制
  - ・評価などについて、学級担任間、指導者間で打ち合わせ、個別の指導計画に明記しておくことが大切です。  
なお、こうしたことについて、保護者に十分説明し、理解を得ることが大切です。
- 交流及び共同学習に当たっては、通常の学級においても、そのねらいや方法等について学級経営案等に明記しておくことが大切です。

## F中学校の取組

### 1 概要

F中学校では、交流及び共同学習を効果的に実施するため、特別支援学級の担任と通常の学級の担任による事前・事後の打合せを大切にしています。

また、生徒の主体的な活動を促すための教材や具体的な支援などについて検討するとともに、その結果を全教職員に周知し、共通理解を図っています。

### 2 特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーター等の取組

交流及び共同学習の充実を図るため、特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが、次の取組を進めてきました。

- 特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターは、生徒の変容を即時的に指導に反映できるように、特別支援学級の担任を中心とした情報交換の場を設定し、教科担当も含めた情報共有を行いました。
- 特別支援教育コーディネーターは、学習指導や生徒指導などについて一貫した指導を行うことができるよう、特別支援学級と通常の学級の担任との打合せに同席しました。

### 3 実践事例

#### ■ 特別支援学級の担任と通常の学級の担任との連携

F 中学校では、特別支援学級と通常の学級の担任が、定期的に生徒の状況について情報共有を行う場を設けています。交流及び共同学習の事前・事後に打合せを行い、指導の一貫性や継続性を図るために活用している教材やワークシート等に基づく評価などについて確認し、特別支援学級と通常の学級の担任が、生徒の実態及び指導内容等について共通理解を図っています。

#### 【教材の工夫】

特別支援学級と通常の学級で同じルールで板書したり、共通の「学習過程確認シート」を用いたりしたことにより、指導の一貫性が図られ、特別支援学級の生徒は、通常の学級においても普段と同じような流れで授業に参加することができました。

#### 【ワークシートの活用】

交流及び共同学習の場面では、学習成果や課題等を、「ワークシート」に記録しています。

特に課題として記録した事項については、記録をもとに、特別支援学級と交流学級の担任が、生徒の課題解決等について検討しています。

生徒は、特別支援学級において事前学習を行うことで、課題に対応できるようになってきました。



【学習過程確認シート】

状況	
誰が	何を
いつ	
選択肢	

特別支援学級と通常の学級の担任が打合せを行う際は、「ワークシート」をもとに、生徒の学習成果や課題等について検討しています。

記録した内容は、指導や支援の改善に活用するとともに、生徒自身が振り返りを行う際の資料としても活用しています。

#### 取組の成果

- 教材や板書を工夫したことにより、生徒は、通常の学級においても見通しをもって学習に取り組むことができました。また、こうした支援は、通常の学級の生徒にとっても分かりやすいなどの効果が見られました。



## 事例7

障がいの種類や程度が異なる場合の合同学習は、どのようなことに留意する必要がありますか。 **特別支援学級に関するQ&A Q7**

### A〔Q7〕

- 特別支援学級においては、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するため、一人一人の障がいの状態に応じた教育を受けることが前提です。
- 特別支援学級において、合同学習や学年別・能力別のグループでの学習を行う際、そのねらいを明確にするとともに、各特別支援学級担任が一人一人の障がいの状態に応じて、指導目標や指導内容を設定する必要があります。
- 合同学習や、学年別・能力別のグループは、児童生徒の人間関係に配慮するとともに、学習効果を高める効果的なグループ編成を行う必要があります。

## G小学校の取組

### 1 概要

G小学校では、特別支援学級に在籍する予定の児童一人一人の実態を把握し、学習内容や方法等について検討しています。

また、特別支援学級間の合同学習において、一人一人の障がいの状態に応じた目標の設定や評価を行うため、「授業サポートシート」を作成・活用しています。

### 2 特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーター等の取組

合同学習の充実を図るため、特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが、次の取組を進めてきました。

- 特別支援教育コーディネーターは、児童の実態を把握し、次年度の学習内容について検討できるよう、引継ぎを含めた調整会議を設定しました。
- 特別支援学級の担任は、合同学習において、一人一人の実態に応じた指導と支援の充実を図るため、「授業サポートシート」を活用しました。

### 3 実践事例

#### ■ 一人一人の実態に応じた合同学習等を行うための調整会議

G小学校では、特別支援教育コーディネーターが、年度末に調整会議を企画し、新入生も含め、児童の切れ目のない一貫した指導や支援が行えるようにしています。

また、その際に、交流及び合同学習や特別支援学級間の合同学習についても検討しています。

	1年	2年	3年
知的障がい	〇〇 〇〇：女		
肢体不自由	△△ △△：女		
自閉症・情緒障がい	□□ □□：男		
難聴	×× ××：女		

調整会議においては、次年度の各特別支援学級の状況を踏まえ、新年度の合同学習等の内容を検討します。

#### ■ 一人一人の実態に応じた指導の目標等を設定するための「授業サポートシート」の活用

合同学習を実施する際は、一人一人の実態に応じた指導と支援の充実のため、また、ティーム・ティーチングを効果的に行うためのツールとして、毎時間、一人一人の支援の目的や内容、方法等を記載した「授業サポートシート」を活用しています。

授業終了後には、各特別支援学級の担任が、評価について記載するとともに、累積した情報を特別支援学級間や、交流及び合同学習等においても活用できるよう、全校で共有しています。

#### 取組の成果

- 新年度に向けた調整会議を計画的に行ったことで、各特別支援学級の状況や一人一人の学習上の手立て等について確認するとともに、学習効果を高める効果的なグループ編成や合同学習の内容等を検討することができました。
- 合同学習を実施することで、障がい種の異なる児童同士が切磋琢磨する場面が見られるなど学習効果を高めることができています。
- 「授業サポートシート」を全校で共有したことにより、交流及び合同学習においても一貫した指導や支援を行うことができました。

## 事例8

**障がいの種類や程度が異なる場合の合同学習は、どのようなことに留意する必要がありますか。**

**特別支援学級に関するQ&A Q7**

### A〔Q7〕

- 特別支援学級においては、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するため、一人一人の障がいの状態に応じた教育を受けることが前提です。
- 特別支援学級において、合同学習や学年別・能力別のグループでの学習を行う際、そのねらいを明確にするとともに、各特別支援学級担任が一人一人の障がいの状態に応じて、指導目標や指導内容を設定する必要があります。
- 合同学習や、学年別・能力別のグループは、児童生徒の人間関係に配慮するとともに、学習効果を高める効果的なグループ編成を行う必要があります。

## H中学校の取組

### 1 概要

H中学校では、個別の指導の時間に取り組んだ指導内容を、合同学習の際にも活用するなど、指導や支援が一貫したものとなるよう努めています。

また、特別支援学級の担任と通常の学級の担任が共通理解の下で指導を進められるよう、各教科の段階表を作成し、活用しています。

### 2 特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーター等の取組

合同学習の充実を図るため、特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが、次の取組を進めてきました。

- 特別支援学級の担任は、在籍する生徒一人一人の実態に応じた適切な指導を行うため、各教科の指導目標と内容などを記載した「指導内容表」を作成しました。
- 特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターは、障がい種の異なる特別支援学級間において、学習効果を高められるよう効果的なグループ編成を検討しました。
- 特別支援学級の担任は、個別の指導の時間で取り組んだ内容を踏まえ、合同学習の活動内容や留意事項について検討しました。

### 3 実践事例

#### ■ 一人一人の障がいの状況に応じた合同学習を行うための「指導内容表」の作成・活用

H中学校では、一人一人の生徒の発達段階等に応じた指導が行えるよう、指導目標と内容を記載した「指導内容表」を作成しています。特別支援学級の担任は、教科の系統性や単元構成等について確認しながら、生徒の理解の程度等に応じて、個別の指導の時間における学習内容を検討します。

#### 【数学 指導内容表】

数学科「指導内容表」

目標・生活に必要な数量や図形などに関する理解を深め、それらを活用する能力と態度を育てる。

○第一段階

(1)日常生活に必要な数量の処理や計算をする。  
 (2)長さ・重さなどの単位の関係が分かり、測定する。  
 (3)図形を正しく作図したり、表やグラフを工夫して作る。  
 (4)金銭や時計・暦などの正しい使い方がわかる。

○第二段階

(1)生活に必要な数量の処理や計算をする。  
 (2)長さ・重さなどの単位の測定方法を理解し、活用する。  
 (3)様々な図形、表やグラフを理解し、工夫して使う。  
 (4)生活に必要な金銭や時計・暦などを工夫して使う。

特別支援学校 学習指導要領より

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1年	入学式	運動会	期末試験			通達・中絶ヤス	通知書・学校誌	期末試験				学年末試験	
2年		運動会	期末試験			通達書・学校誌	通知書・学校誌	期末試験				学年末試験	
3年		運動会	期末試験			通達書・学校誌	通知書・学校誌	期末試験		学年末試験		卒業式	
通年、実施に合わせたマスタ計算(10分程度)													
通年、月初めに4月のカレンダー参照													
一 二 三 学 年	表形、図 ・行事の予定 ・カレンダーの仕組 ・週間、1か月、1 年の基礎概念 ・集合図・図形等 ・文章問題 ・m、m、kmの単位換 算、もの長さ ・定規、メジャーの使い 方など ・数と計算、概数 ・以上、以下、未満の意 義 ・四捨五入、切り上げ、切り下		図形・数量関 係、表とグラフ ・表の読み取 り、作成(時刻 表、郵便料金表 など) ・グラフの読み 取り、作成(棒 グラフ、折れ線 グラフなど)		数と計算、小数 ・小数の意味 ・小数の表し方 ・小数の計算(電卓)		数と計算、呼称 ・個、本、枚、個などをつけて数え る ・○組、○ダース、何枚、何軒な どの理解がわかる		平面図形の特徴や性質 ・図形・数量関係、図形 ・平面図形を構成する要素 ・平面図形の作図 ・位置(一次元)がわかる		数と計算、分数 ・分数の意味 ・分数の表し方 ・分数の加減法		

#### ■ 個別の指導の時間と合同学習の週時程表

H中学校では、個別指導の時間において、一人一人の課題に応じた知識・技能等の定着を図るため、個々に配慮した学習展開となるよう工夫しています。合同学習では、個別の指導の時間に学んだ内容を活用できる学習活動に取り組んでいます。

この週では、国語1回、数学2回、社会2回、理科3回、自立活動1回の計9単位時間、2つの学級の全学年の生徒が参加する合同学習を行いました。

個別の指導の時間に、数学の図形について学習することで、数学の2回の合同学習の際には、他の生徒と一緒に話し合いながら、図形の問題を解くことができました。

#### 【週時程表】

月				火				水				木				金			
自・情		知的		自・情		知的		自・情		知的		自・情		知的		自・情		知的	
1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年
理科(合同)				理科(合同)				理科(合同)				保健 国語 数学				理科(合同)			
社会(合同)				美術 体育 体育 数学				社会(合同)				国語(合同)				自立活動 音楽 音楽 自立活動			
自立活動 総合 総合 自立活動				体育 国語 理科 美術 自立活動 総合 総合 自立活動				音楽 体育 体育 総合				社会(合同)							
英語 国語 総合				英語 技術 技術 保健				英語 国語 総合				家庭 自立活動 自立活動				数学(合同)			
数学(合同)				技術 理科 英語 体育				数学(合同)				英語 国語 体育 社会 学活 学活 体育							
体育 数学 英語 総合				自立活動(合同)				体育 数学 英語 総合				社会 音楽 音楽 総合 道徳 道徳 道徳 道徳							

#### 取組の成果

○ 個別の指導の時間に取り組んだ内容について、合同学習の際に、教え合ったり確かめ合ったりするなど、対話的な学びが促進され、より一層、学習効果を高めることができました。

## 事例9

保護者との関係づくりは、どのようなことに留意する必要がありますか。

特別支援学級に関するQ&A Q10

### A〔Q10〕

信頼関係を築くために大切なことは、例えば、

- ① 保護者との日頃のつながりと肯定的な姿勢  
保護者は、教師が、自分の子どもをよく理解し、よいところを伝えてくれる、自分の子どもの成長を心配して声をかけてくれる姿を見えています。
- ② 保護者支援から協働へ  
誰かに助けてもらいたくても、一人で悩み、頑張っている保護者もいます。教師は、保護者の子育ての不安や苦勞を分かろうとする姿勢が大切です。
- ③ 保護者の人生を大切にする  
この先生には何を言っても大丈夫という存在となるよう、誰にも言えなかった「我が子の育てにくさ」や、自責の念など、今までの子育てや、一人の人間としての思いをしっかりと聴き、受け止めることが大切です。

平成 27 年度 特別支援学級リーダー教員研究協議会における  
国立特別支援教育総合研究所 久保山先生の講演より

## Ⅰ 小学校の取組

### 1 概要

Ⅰ 小学校では、特別支援学級の担任が、在籍する児童の実態をきめ細かく把握するとともに、保護者と連携を図りながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用しています。

また、校内委員会において、指導や支援の内容について検討し、その内容を全校で共通理解を図るなど、組織的な対応が充実するよう取り組んでいます。

### 2 特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーター等の取組

保護者との信頼関係を築くため、特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが、次の取組を進めてきました。

- 特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが中心となり、児童の障がいの状態等について把握しました。
- 特別支援学級の担任は、一貫した指導や支援を行うため、保護者と連携し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用しました。

### 3 実践事例

#### ■ 保護者の子育てなどに対する思いの共有

小学校では、切れ目のない一貫した指導や支援を行うことができるよう、保護者の子育てに対する思いを共有することを大切にしています。

そのため、特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーターは、個別懇談や家庭訪問を実施し、日常的な連携を大切にしながら、保護者の思いを受け止め、信頼関係を築くようにしています。

#### ■ 保護者支援から協働へ向かうための個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用

小学校では、把握した情報をもとに、保護者と連携し、個別の教育支援計画を作成しています。

また、個別の教育支援計画に基づいた、具体的な指導の目標や内容等について記した個別の指導計画を作成し、校内委員会において検討するとともに、職員会議の場で説明し、全校の共通理解を図っています。

##### 【個別の指導計画（抜粋）】

##### 【実態及び本人・保護者の願い】

- ・自分の思いを適切に表現し、他者とコミュニケーションを図ることが難しい。
- ・学校での取組を、児童が利用している放課後等デイサービスでも行ってほしい。



##### 【目標】

- ・学校や放課後等デイサービスで、相手に自分の思いを伝えることができる。



##### 【配慮事項】

- ・会話には、言葉とともにジェスチャーを交えたり、写真等を使ったりなどのコミュニケーション手段を活用する。
- ・言葉とともに表情等から何を伝えようとしているかを把握するように努める。
- ・全ての教職員が同じ対応ができるよう、職員会議等で共通理解を図る。
- ・学校での取組を、利用している放課後等デイサービスでも行ってもらえるよう、特別支援教育コーディネーターが放課後等デイサービスと連携し、個別の教育支援計画を活用した支援会議を行う。

#### 取組の成果

- 保護者との懇談や家庭訪問を通して、保護者の思いや願いを受け止めたことは、保護者との信頼関係を築くきっかけとなりました。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用したことにより、保護者や関係機関と連携した具体的な指導が促進されました。
- 校内委員会で指導目標や内容等を検討するとともに、特別支援教育コーディネーターが関係機関との連絡調整を行ったことにより、保護者のニーズに適切に対応できるようになってきました。

## 事例 10

保護者との関係づくりは、どのようなことに留意する必要がありますか。

### 特別支援学級に関するQ&A Q10

#### A〔Q10〕

信頼関係を築くために大切なことは、例えば、

① 保護者との日頃のつながりと肯定的な姿勢

保護者は、教師が、自分の子どもをよく理解し、よいところを伝えてくれる、自分の子どもの成長を心配して声をかけてくれる姿を見えています。

② 保護者支援から協働へ

誰かに助けてもらいたくても、一人で悩み、頑張っている保護者もいます。教師は、保護者の子育ての不安や苦勞を分かろうとする姿勢が大切です。

③ 保護者の人生を大切にする

この先生には何を言っても大丈夫という存在となるよう、誰にも言えなかった「我が子の育てにくさ」や、自責の念など、今までの子育てや、一人の人間としての思いをしっかりと聴き、受け止めることが大切です。

平成 27 年度 特別支援学級リーダー教員研究協議会における  
国立特別支援教育総合研究所 久保山先生の講演より

## J中学校の取組

### 1 概要

J中学校では、特別支援学級に在籍する生徒の保護者に対して、あらかじめ年間の「活動カレンダー」を示し、1年間の学習活動について情報提供しています。

また、本人・保護者が進路に関する十分な検討ができるよう、早めの情報提供を行っています。

### 2 特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーター等の取組

保護者との信頼関係を築くため、特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターが、次の取組を進めてきました。

- 特別支援学級の担任は、保護者に特別支援学級の取組を情報提供するため、年間の「活動カレンダー」を作成し、配付しました。
- 特別支援教育コーディネーターは、本人・保護者が早めに進路について検討を進めることができるよう、第1学年から進路説明会を実施しました。
- 特別支援学級の担任と特別支援教育コーディネーターは、保護者との日常の連携を大切にするために、交流会等を企画し、実施しました。

### 3 実践事例

#### ■ 保護者との日常の連携

J中学校では、保護者と信頼関係を築き、合意形成を図ることができるよう、日常的な連携に向けた取組として、次の3つの活動に取り組んでいます。

- ① 親睦と相互理解を深めるための活動
  - ・親子交流会（年3回）
  - ・家庭訪問
- ② 適切な支援を行うための活動
  - ・保護者との懇談
- ③ 保護者と合意形成を図るための活動
  - ・進路説明会
  - ・三者面談

#### ■ 保護者との協働のための「活動カレンダー」の作成及び配付

活動カレンダーを作成し、保護者に情報提供することにより、保護者にも学校の活動に見通しがもてるようにしています。特に、進路に関する情報については、早めの情報提供が必要と考え、進路に関する説明会の開催時期を早めて設定しています。

<活動カレンダー>

日時	活動	具体的な内容
春休み中	保護者生徒面談	本人・保護者と新年度の取組等について相談する。
4月	家庭訪問	
5月	進路説明会①	今年度は特別支援学校高等部に在籍する卒業生とその保護者によるパネルディスカッションと、特別支援学校高等部への進学をメインとした進路説明会を開催する。
6月	保護者面談①	保護者と1学期の取組の成果と課題について確認し、必要に応じて個別の教育支援計画に加筆する。
7月	親子交流会①	木工体験や駅の見学等を行う。
9月	特別支援学校高等部見学会	〇〇市教育研究会特別支援部会主催の見学会に生徒と保護者から希望を募って参加する。
10月	進路説明会②	特別支援学級に在籍し、普通高校への進学を希望する保護者向けの進路説明会を開催する。
11月	保護者面談②	保護者と2学期の取組の成果と課題について確認し、必要に応じて個別の教育支援計画に加筆する。

#### 取組の成果

- 学級担任が保護者と信頼関係を深める取組を継続したことにより、学級の他の保護者同士にも良好な関係が見られるようになりました。
- 保護者への進路に関する適切な情報提供を継続したことにより、保護者の意識に変化が見られ、生徒が主体的に進路を選択できるようになりました。



**平成28年度特別支援学級担当教員サポート体制事業**  
**北海道教育庁学校教育局特別支援教育課**  
**〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館**  
**電話 011-204-5774**  
**FAX 011-232-1049**